

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会規則第1号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議録の配布)</p> <p>第111条 会議録は、<u>印刷して、議員及び関係者に配付する。</u></p> <p>第17章 補則</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第117条 [略]</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第111条 会議録は、議員及び関係者に<u>配布する。</u></p> <p>第17章 補則</p> <p><u>(配布に代わる措置)</u></p> <p>第117条 議長は、次に掲げる文書の配布に代えて、議員が電 <u>磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて は認識することができない方式で作られた記録をいう。）を 利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置 を講ずることができる。この場合において、議長は、当該文 書を配布したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>第20条に規定する議事日程</u></p> <p>(2) <u>第36条第3項に規定する委員会の報告書又は少数意見 報告書</u></p> <p>(3) <u>第83条第1項に規定する請願文書表</u></p> <p>(4) <u>第111条に規定する会議録</u></p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第118条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。